

令和2年11月18日

鹿沼市議会  
議長 増 渕 靖 弘 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 谷 中 恵 子

### 議会改革特別委員会調査報告書(中間報告)

本委員会は調査事件のうち、その他議会改革に関する事項について、7回にわたる委員会を開催し調査検討した結果、下記のとおりまとめましたので、会議規則第44条第2項の規定によりご報告いたします。

#### 記

#### 1 その他議会改革に関する事項

##### (1) 議会運営委員が各会派幹事会の幹事の資格を喪失したときは、議会運営委員の辞任届を議長に提出し、議長の許可を受けることについて

・先例及び申し合わせ事項の(議会運営委員会)を次のとおり改正し、運用する。

##### 【改正】(議会運営委員会)

・委員が所属会派の異動等により、幹事の資格を喪失したときは、委員を辞任することが望ましい。この場合、委員は辞任の意思を議会運営委員会委員長に表明し、議長に辞任届を提出するものとする。

先例及び申し合わせ事項の変更についての委員の主な意見は、この文書は、強制力があるのか疑問。他会派の異動により関係ない会派の委員が辞任することは問題がある等でした。上記に対し、賛成とする意見が多数であったことから、先例及び申し合わせ事項を変更し、運用していくことにしました。

##### (2) 幹事の割振り方法について

・ドント方式で割振りを行い、最後の割振りにおいて、割振るべき幹事数に対し、対象となる会派が多くなった場合は、抽選(くじ)で決定する。

幹事の割振り方法については、従来の割振り方法、ドント方式による割振り方法を比較検討し、議論した結果、多数の意見であったドント方式とすることにしました。

### (3) 発言通告書提出後の執行部との打合わせについて

- ・発言通告書提出後に、議員と執行部が打合わせを行う。

発言通告書提出後の執行部との打合わせについては、議員が質の高い議案質疑、市政一般質問を行い、執行部から質の高い答弁を得られることが期待できるか検証するため、9月定例会で試行しました。その結果を踏まえ、さらに議論を重ねた結果、実施したいとする意見が多数であったことから、以下の点を改善し、12月定例会から正式に施行することにしました。

- ・発言通告書を提出する議員が打合わせしたい担当課がある場合に記載できるよう、発言通告書様式に「希望する打合せ担当課等」の欄を設ける。
- ・提出された発言通告書は、全議員のタブレットにメールで送付する。
- ・打合わせの部屋には、その質疑・質問に関する担当課のみが入室する。

### (4) 常任委員会の開催時間について

- ・常任委員会第1日目の午前10時に総務常任委員会を開催する。
- ・常任委員会第1日目の午後1時に環境経済常任委員会を開催する。
- ・常任委員会第2日目の午前10時に建設水道常任委員会を開催する。
- ・常任委員会第2日目の午後1時に文教民生常任委員会を開催する。

現在は、常任委員会第1日目の午前10時から「総務常任委員会と環境経済常任委員会」、常任委員会第2日目の午前10時から「文教民生常任委員会と建設水道常任委員会」を同時開催しているため、市民及び議員は同時開催の常任委員会を傍聴できません。開かれた議会の推進及び、議員の資質向上並びに、議員が所属していない常任委員会に付託された議案等の審査状況を確認できるよう、常任委員会を午前と午後に振り分けて開催することについて議論した結果、賛成する委員が多数であることから、同日に開催する常任委員会を午前と午後に振り分けて開催することにしました。